

3. 空家等の利活用の推進

(4) 起業等の支援

商店街に立地する空き店舗や事業所（事務所）の利活用促進のための支援を検討

○国・県・他市の動向

行政機関	支援事業名	補助率	補助限度額(円)および補助対象期間	補助対象者
国(経済産業省)	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業等	2/3 以内 (改装工事費)	1,000 万円	法人格を有する企業又は団体
香 川 県	香川県中心市街地商店街活性化支援事業	1/2 以内	無	市町
高 松 市	高松市中央商店街新規出店補助事業	1/2(空き店舗率20%以上)または 1/4(空き店舗率20%未満)(改装工事費)	100 万円(空き店舗率20%以上)または 50 万円(空き店舗率20%未満)	商店街振興組合の組合員等
丸 亀 市	丸亀市空き店舗・空きオフィス等活用促進補助事業	75 万円と補助対象経費の 1/2 相当額とのいずれか低い方の額(改装工事費)	75 万円	中小企業団体, 市内に住所・所在地があること。
善通寺市	善通寺市空き店舗等活用支援事業	賃借料相当額として月額3万円以内(2年間)	月額3万円(2年間)	空き店舗等を活用して事業を行おうとする事業者又は起業家
観音寺市	観音寺市空き店舗活用事業	1/2 以内 (改装工事費)	100 万円	空き店舗等を改装して店舗又は事務所を開設した者又はしようとする者, 中小企業団体, 市内に住所・所在地があること等
さぬき市	さぬき市中心市街地商店街活性化支援事業	10/10 (店舗等賃借料等)	12 か月以内	商工会, 商店街等を形成している任意団体, まちづくり会社, NPO, 社会福祉法人, 大学等の教育機関
坂 出 市	坂出市中心市街地商店街活性化支援事業	1/2 (店舗等賃借料等)	12 か月以内	商店街振興組合, 商工会議所, 商店街を形成している任意団体, まちづくり会社, NPO, 社会福祉法人, 大学等の教育機関